

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課	
	課長	松本 守生
	主任賃金指導官	赤松 浩二
	電話	078-367-9154

兵庫県最低賃金時間額を9円引上げ答申

平成21年8月11日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 ^{とりべ しんじ}鳥邊 晋司。以下「審議会」という。）は、昨年7月1日に施行された改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた末、県内のすべての事業所で働く人に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下記のとおり引上げ額を、兵庫労働局長（^{しらかわ きんや}白川 欽也）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額 721 円
引 上 げ 額	9 円
効力発生の日	法定どおり (最短発効予定日：平成21年10月8日)

1 審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、平成21年7月17日に、平成21年度兵庫県最低賃金の改正諮問を審議会に行い、審議会は専門部会を設置し、4回にわたり専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた末、8月11日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を時間額721円（引上げ額9円）に改正することを答申した。審議会及び専門部会では、兵庫県内約2,000事業所への最低賃金に関する実態調査、関係者からの意見聴取、春季賃上げ妥結結果及び各種労働統計資料等をもとに審議を行った。
- (2) 本年7月29日、厚生労働省に設置された中央最低賃金審議会において、公益委員見解として目安が答申されている。兵庫県においては、生活保護費と最低賃金の乖離が時間額において16円あるとされ、2年で乖離が解消されるべきとの目安であり、審議会において審議がなされた結果、本年度は9円の解消（改正引上げ額）が図られた。残りは平成22年度における改正で乖離を解消することとなった。（別添答申文参照）

2 兵庫県最低賃金の決定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成21年8月26日まで受け付ける。異議の申し出があれば、その意見について審議会において審議が行われる。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金額の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、最短で平成21年10月8日から発効する予定である。